

# 秋葉山の野鳥③



キビタキ(ヒタキ科)

撮影場所: 運動広場上の松林  
昭和55年6月撮影

野鳥の中には、姿がきれいでも声が良くなかったり、声がいいのに姿があまり美しくなかつたりでさまざまです。このキビタキは、オオルリと並んで姿も美しい代表かもしれません。

スズメくらいの大ささですが、頭と背羽が黒く、まゆ、腰、胸がヤマブキ色、が黒く白い紋があります。4月ころによって今まで見ることができますが、年によつて、記載内容に誤りがあるかもしれません。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。  
九月からは、この「竹色」の保険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、または市役所市民課窓口②番へお返しください。

なお、新しい保険証は、八月八日現在の内容で作成したもので、その後の異動などによって、記載内容に誤りがあるかもしれません。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。  
九月からは、この「竹色」の保険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、または市役所市民課窓口②番へお返しください。

なお、新しい保険証は、八月八日現在の内容で作成したもので、その後の異動などによって、記載内容に誤りがあるかもしれません。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

## 肌色から竹色に変わります

国民健康保険者の被保険者が証が九月一日から新しく切り替わります。

今、使用している保険証は

「肌色」ですが、「竹色」に変わ

ります。新しい保険証は、今

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。

九月からは、この「竹色」の保

険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、

または市役所市民課窓口②番

へお返しください。

なお、新しい保険証は、八

月八日現在の内容で作成した

もので、その後の異動など

によって、記載内容に誤りがあ

ります。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。

九月からは、この「竹色」の保

険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、

または市役所市民課窓口②番

へお返しください。

なお、新しい保険証は、八

月八日現在の内容で作成した

もので、その後の異動など

によって、記載内容に誤りがあ

ります。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。

九月からは、この「竹色」の保

険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、

または市役所市民課窓口②番

へお返しください。

なお、新しい保険証は、八

月八日現在の内容で作成した

もので、その後の異動など

によって、記載内容に誤りがあ

ります。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。

九月からは、この「竹色」の保

険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、

または市役所市民課窓口②番

へお返しください。

なお、新しい保険証は、八

月八日現在の内容で作成した

もので、その後の異動など

によって、記載内容に誤りがあ

ります。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

また、「退職者医療制度」に

月未日までに区長さんを通じて、皆さんにお届けします。

九月からは、この「竹色」の保

険証をお使いください。

新しい保険証が届きました。

古い保険証は区長さん、

または市役所市民課窓口②番

へお返しください。

なお、新しい保険証は、八

月八日現在の内容で作成した

もので、その後の異動など

によって、記載内容に誤りがあ

ります。お手数でも市役所市民課窓口②番へおいでください。

が、さかのばつて納めることができる「追納制度」があります。この保険料の追納は、十一年三月分までに、免除をうなづいてください。一般的の皆さんとは若干様式が違いますので、確認をしてください。

くわしいことは、市役所市

民課市民係(窓口②番、☎ 24

1-2111-1内線201、20

2)へお問い合わせください。

追納保険料の額は、昭和六

十一年三月分までに、免除をうなづいてください。

受けたときの保険料額ですが、

六十一年四月以降の分は、二

年を過ぎると、そのときの保

険料に一定額が加算されます。

普通に納めたときと同様によ

り計算されます。生活に余裕

ができたときは追納して、長

い老後に備えるようにしてく

ださい。

なお、追納の手続きなどくわしいことは、市役所市民課

内線221、222)へお問い合わせください。

が、年金額は、保険料を納め

た場合の三の一になります。

そこで、免除を受けた期間

中の保険料については、その

がないか、もう一度確かめてください。保険料を未納のま

まにしておくと、老齢基礎年

金だけではなく、障害基礎年



赤十字奉仕団が発足

さきごろ、市民会館で新津市赤十字奉仕団の結成式が行われ、日赤県支部から団旗などが交付されました。この奉仕団は、災害時の活動のほか、赤い羽根募金や献血事業への協力などを活動目標に掲げており、ボランティア友の会の皆さんを中心、133名の団員で発足しました。(会長=深井ミイさん)。

お買物、ご用命は市内で

犬・猫・小鳥などコンビニオーナーミューラーの診療



小島獣医科病院

☎ 24-2223 (秋葉2丁目)

駐車場完備

・時間 AM9:00~12:00 PM1:30~7:00

平日 AM9:00~12:00 PM1:30~3:00

土曜日 AM9:30~12:00(予約)

・案内

獣医科診療全般

動物コonsルタント

グルーミング

ホテル

